

新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて
(就労継続支援・就労移行支援を在宅で提供することについて)

1 在宅支援の対象者

事業所への通所ではなく在宅支援へ切り替えることについて、利用者本人及び利用者家族の同意を得られた者(グループホームや入所施設に入居している場合は、当該施設の管理者に同意を得ている者)。

2 在宅支援の実施に関する報告について

在宅支援を実施する事業所は、別紙2「臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書(就労継続支援・就労移行支援)」及び別紙3「臨時的な在宅でのサービス利用者の報告(就労継続支援・就労移行支援)」を提出してください。

別紙2及び別紙3の報告をもって本取扱いの適用とします。報告はEメールでもFAXでも差し支えありません。

3 サービス提供について

サービス提供に係る要件については、次のとおりとします。

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

- ⑧ 在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、計画相談事業所、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。

4 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。なお、実績記録票の備考欄に支援内容を簡潔に入力したうえで請求してください。

(例) 電話連絡による支援／訪問による支援

5 日報等の開示について

支援内容等について日報等を作成するとともに、サービス提供記録についても作成し、支援内容等を記載してください。また、障害福祉サービス費の支払いに関して必要がある場合は、深谷市に対して支援内容の記録を開示してください。

6 その他

- ① 本取扱いについては、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。
- ② 本取扱いの対象者は、深谷市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。

7 報告先について

宛先 深谷市役所福祉健康部障害福祉課

メールアドレス syougai@city.fukaya.saitama.jp

FAX 番号 048-574-6667